



「マレーシア中銀の為替管理規制の変更について」

8月17日、マレーシア中央銀行バンク・ネガラ(BNM)は、為替管理規制を緩和すると発表した。事業者と金融機関などの業務効率を高め、リスク管理を容易にすることが目的と説明している。バンク・ネガラは、2016年12月に、物品の輸出取引で獲得した外貨の75%以上をリンギットへ両替することを義務付けていた。今回の緩和では、輸出業者が受け取った外貨建て代金の75%をリンギットに交換する必要があることは変わらないが、6ヶ月間に外貨決済を予定していればリンギットへの両替が猶予される。従来は、被仕向送金受け取り時に取引銀行が送金額の25%を外貨預金口座へ預け入れ、残り75%の両替を行い、リンギット口座へ入金していた。具体的な規制緩和は以下の通り。即日実施された。

◇ 輸出代金の外貨両替規制緩和について

輸出業者は、受け取った外貨建て輸出代金が6ヶ月以内に外貨建て輸入代金決済や外貨建てローン返済などの支払いを予定している場合には、その外貨建て輸出代金をマレーシア国内銀行の外貨口座に保有することができる。ただし、取引銀行に証明書類(ローン返済通知書や物品輸入インボイスなど)を提出する必要がある。書類がない場合、今まで通り上限25%の外貨しか保有できない。

◇ 外貨建て債務の為替ヘッジ規制の緩和について

居住者(個人、企業を含む)に対して、以下の為替リスクヘッジが認められるようになった。

- 為替先物予約について、国内の取引銀行と6ヶ月を超える為替ヘッジ契約が可能となる。従来は、先物外国為替予約契約の満期日は、契約日から最長で6ヶ月とされていた。
- マレーシア国内の他の居住者に対する物品とサービスの決済について、外貨建ての売買契約を交わしている場合は、外為リスクヘッジのための為替先物予約が可能となる。従来、国内の物品とサービスの支払いは、リンギット建てが義務付けられていた。

◇ 非居住者のリンギット建て金利デリバティブ取引規制の緩和について

非居住者企業は、マレーシア国内銀行とBack to Back※手続きを取ることを条件に、バンク・ネガラから許認可を取っている金融機関の海外支店などと、リンギット建て金利デリバティブ取引を契約することが認められる。非居住者企業によるリンギットの金利リスク管理を行いやすくするために、オンショアマーケットのリンギット金利デリバティブ取引の厚みを深めることが目的とされている。

※Back to Back とは、オフショアとオンショアの契約が同等の契約となっているもの

<主な規制緩和>

	今回の規制緩和内容	2016年12月の為替規制
輸出代金の為替管理規制	6ヶ月以内に外貨建て決済を予定していれば、その間のリンギットへの両替が猶予される	外貨建ての輸出代金の75%以上をリンギットに両替することを義務付ける
為替ヘッジ規制	6ヶ月を超える為替ヘッジが認められる	為替ヘッジは最長で6ヶ月とする

【出 所:”Enhancement of Foreign Exchange Administration Policies” Bank Negara Malaysia】

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載*